

TCフォーラム研究報告 2026 年 8 号 「防衛増税」の平和リスク評価が要る

TCフォーラム研究報告 2026 年8号

© 2026 Koji Ishimura

消費税減税より先にスタートした
「防衛増税」の平和リスク評価が要る
平和を支える税か、軍拡を支える税か

～所得税・法人税・たばこ税の増税の実態

石村耕治

(TCフォーラム共同代表・白鷗大学名誉教授)

■はじめに

選挙公約の消費税減税は遅々として進まない。一方で、「防衛増税」がこの4月から始まった。まず、法人税(防衛特別法人税の新設)とたばこ税が対象となる。防衛特別法人税では、法人税額から500万円を差し引いた額に4%を上乗せ課税する。一方、たばこ税増税では、まず加熱式たばこが対象。大手メーカーの銘柄では、1箱あたり20~50円の値上げとなった。

さらに、2027年1月には所得税も変わる。負担率は変わらないが、防衛特別所得税を新設し、制度の枠組みが組み替えられる。企業や家計には、増税の波がじわじわと押し寄せる構図である。

「平和研究が軍拡研究」にすり替えられる傾向が顕著である。その背景には、平和を確保するには軍備増強が必要だとする議論の強まりがある。この議論を受け、防衛力強化の動きが活発化している。

防衛力強化には財源が必要とされ、新たな増税策が具体化している。今回の増税の特徴は、一時的な措置ではない点にある。複数の種類の税金を組み合わせ、恒常的な財源を確保しようとする構造である。

このままでは、税の学習が軍拡増税の肯定へと傾きかねない。平和憲法は、いっそう危機に瀕している。平和ボケした「手取りを増やす」といったポピュリズム的な減税のキャッチコピーに浮かれてはいけぬ。その陰で、裏口増税のあだ花が次々と開花しているのである。防衛増税に加え、「子育て支援金」([TCフォーラム 2026 年 7 号 石村耕治『子ども・子育て支援金制度』を深掘りする](#))などの新たな負担(ステルス増税)が目白押しである。

高市政権は、選挙公約である消費税減税なぜここまで先送りにするのか。ヤル気になればすぐできるはずだ。「投票、民意」を粗末に扱ってはいけぬ。“軍事増税ファースト、生活者減税フェイク”で、国民の忍耐は限界に近づいている。

◆防衛増税の全体像

防衛費を国内総生産(GDP)比 2%に引き上げる方針のもと、岸田政権は 2022 年末に「防衛増税」を決めた。対象は法人税、たばこ税、所得税の 3 税である。段階的に引き上げ、総額で 1 兆円強を確保するとした。当初、増税の開始時期は示されていなかった。その後、石破政権が法人税とたばこ税を 2026 年 4 月から実施すると決定した。高市政権は所得税を 2027 年 1 月から引き上げるとした。

今回の防衛増税は、大きく次の 3 つの種類税金からなる。

- ・法人税
- ・たばこ税
- ・所得税

これらを組み合わせて、年間 1 兆円強の防衛財源を確保する方針である。ここで注目しないといけないのは、単一的大幅増税の形を採っていないことである。つまり、負担を細かく刻み、「広く薄く負担を分散させる設計」となっている。小さな苗木を無数に植える方式である。一本一本は小さいが、気づけばいつの間にか林となる典型的な増税デザインといえる。

<p>■ 法人税 (開始 2026 年 4 月～) 税収増:8,690 億円</p> <ul style="list-style-type: none">・ 防衛特別法人税:法人税額から 500 万円を差し引いた額に 4%を上乗せ課税(付加税)¹(2026(令和 8)年以後の当分の間)
<p>■ たばこ税 (開始 2026 年 4 月～) 税収増:2,120 億円</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2026 年 4 月と 10 月の 2 回にわけて加熱式のみ増税。・ 2027 年 4 月、28 年 4 月および 29 年 4 月の 3 回にわけて紙巻を含むすべてのたばこを 1 本あたり 0.5 円ずつ引上げ²
<p>■ 所得税 (開始 2027 年 1 月～) 税収増:2,560 億円</p> <ul style="list-style-type: none">・ 防衛特別所得税:所得税額に対して 1%を新たに上乗せ(2027(令和 9)年以後の当分の間)³・ 同時に復興特別所得税を 2.1%→1.1%へ引下げ・ 復興特別所得税の課税期間を約 10 年延長(~2047 年)

¹ 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和 8 年 4 月 1 日施行) 6 条以下。

² たばこ税法および地方たばこ税法別表(税率表)改正による。

³ 令和 8 年度税制改正の大綱 六 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 1 防衛特別所得税(仮称)の創設 参照。

◆所得税の増税と復興特別所得税の関係

今回の制度設計で最も特徴的なのが、所得税の扱いである。表向きは小幅な調整に見えるが、実際には制度の根幹に手を入れる構造となっている。

つまり、新税(防衛特別所得税)を導入する一方で、既存の上乗せ税を縮小する設計である。その結果、当面の税負担は増えないように見える構図となっている。いわゆる「ステルス増税」である。「当分の間」とはいつまでなのであろうか？こんなあいまいな言葉は、憲法 84 条に定める租税法律主義の「課税要件明確主義」に反する。

短期的には負担はほとんど変わらない。しかし、制度導入時の反対を抑えつつ、将来的な負担増への布石が着々と打たれたのである。いわば、今は静かに芽を伏せているが、時期が来れば負担という花が一斉に咲き広がるカラクリである。

復興特別所得税は本来、東日本大震災の復興財源として設けられた時限措置である。今回の防衛増税のための復興特別所得税の見直しでは、税率は引き下げる。その代わりに、次のような対応がとられた。この結果、純粋な復興財源から恒久的な付加税(surtax)に変容する。

◆なぜ 3 税を組み合わせるのか

防衛費は一時的な支出ではなく、継続的に必要となる支出である。しかし、政治的反発が強い支出でもある。そこで、個人(所得税)、法人企業(法人税)、個別消費者(たばこ税)の 3 税を組み合わせ、負担者を分散させる手法が採られた。一部への過度な負担集中を避け、政治的反発を抑える狙いがある。

3 税を束ね、安定財源として仕上げる。こんな魂胆が透けて見える制度設計を、政府は周到に描いたのである。

◆家計への影響

短期的には負担増は限定的に見える。しかし、復興税の長期化や、将来的な税率調整の余地(引き上げ)を踏まえると、中長期では家計の可処分所得への影響は避けられない。いわば、今は静かな水位の変化にすぎないが、時間とともに確実に生活を圧迫する潮流である。イラン戦争などで物価上昇が止まらない。「大砲よりパンを優先すべきだ」とする声有一段と強まっている。消費税減税を、なぜここまで先送りにするのか。「投票、民意」が無視されている。国民の忍耐は限界に近づいている。

◆企業への影響

法人税の増税は、利益の内部留保や設備投資、人件費に影響を及ぼす可能性がある。とりわけ中小企業では、資金繰りへの負荷として顕在化しやすい。わずかな税負担の変化でも、日々のキャッシュフローを直撃する構造である。わが国は、自由な世界貿易、安全なサプライチェーン(供給網)を基盤に繁栄を続けてきた。今回のイラ

ン戦争は、平和国家であることが企業のグローバルな成長を支えてきた現実を改めて浮き彫りにした。

企業は、防衛増税という名の“軍事費”負担に無条件で応じることが、グローバルに営業の自由を守る道につながるのか、慎重に見極める必要がある。戦争は、軍需産業を除けば、市民とともに歩む大多数の企業に利益をもたらさないからである。

【コラム】防衛特別法人税の税額計算/申告の仕組み

防衛特別法人税額が0であっても申告は必要

- 課税標準法人税額 = 基準法人税額 - 基礎控除額(500 万円)
- 税額 = 課税標準法人税額 × 4%

ここでいう「基準法人税額」とは、通常の法人税額とは異なり、次のような一定の税額控除を適用しない状態で算定される点が特徴である。

- ・ 所得税額控除
- ・ 外国税額控除
- ・ 分配時調整外国税相当額控除
- ・ 仮装経理に係る更正減額
- ・ 特定の政策税制(国内生産促進税制など)

このように、防衛特別法人税は、以上のような各種控除をしないで計算した税額が基準になる。また、以下のいずれの場合でも、申告が必要になる。

- ・ 欠損により基準法人税額がゼロの場合
- ・ 基礎控除 500 万円により課税標準がゼロとなる場合

防衛特別法人税の申告は、法人税・地方法人税の確定申告と一緒に行う。中間申告については、1年遅れて適用開始。

*ただし、防衛特別法人税そのものにも次のような税額控除がある。(防確法 16~20 条):

- 外国税額控除
- 分配時調整外国税相当額の控除
- 控除対象所得税額等相当額の控除
- 仮装経理に基づく更正減額

つまり、基準法人税額の計算では控除を外すが、防衛特別法人税の最終税額計算では以上のような控除が使える。

■ むすびにかえて～平和リスク評価が要る

防衛増税は、単なる税率変更ではなく、税制全体の設計思想がにじむ改正である。短期的な負担感を抑える工夫、長期的な財源確保の仕組み、負担者の分散が織り込まれている。これらが組み合わさることで、持続可能性と政治的現実のバランスが取られている。

政府・与党は 2022 年末、防衛増税を決めた。3 つの税を対象に、27 年度の 1 年間で 1 兆円超を確保する計画である。さらに、26 年中には安全保障関連 3 文書を改訂する。防衛費の一段の増額を掲げ、新たな財源の確保を狙ってくることは確実である。一方、参院選で与党が掲げた消費税減税は、実現のめどが立っていない。

平和を求める市民にとって、今後は防衛増税の税率だけを見ては不十分である。課税期間、税の目的、負担の分散構造といった観点から税制を捉える姿勢が欠かせない。いわば、どこに種がまかれ、どのように芽を出し、いつ負担という花が咲くのかを見抜く視点である。防衛増税という名の“軍事費”の増徴については、何よりも「平和リスク評価」を最優先しないといけない。

高市首相は、トランプ大統領との会談で、日本には憲法上の制約があり、アメリカの軍事行動参加には限界があると伝えた。平和憲法が生きた瞬間だった。若い世代に戦争体験がないことを誇りとすべきだ。天然資源の乏しいこの国は、諸国の先頭に立ち、赦し合いを説き、国際的な友好を何より重んじるべきだ。「産めよ、増やせよ」は結構だとしても、防衛費という名の“軍事費”を増やし、人的資源を戦争に費やしてはならない。平和憲法を大事にしようではないか。

今般の防衛増税が平和を支える税なのか、それとも軍拡を支える税なのか。いま、私たち一人ひとりに冷静で慎重な判断が求められている。

【参考資料】

- ・ 財務省 税制改正関連資料(防衛力強化財源に関する説明資料)
https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2025/05.html
- ・ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置(令和8年度税制改正の大綱)
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/08taikou_06.htm
- ・ 国税庁 防衛特別法人税が創設されました
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0025004-109_1.pdf
- ・ 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和5年法律第69号)、略称は「防確法」
<https://laws.e-gov.go.jp/law/505AC0000000069>